

平成 27 年 7 月
海事局船員政策課

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 111 条において、船員法事務の円滑な運用の確保を目的とし、船員、船舶所有者及び船舶の実態を十分に把握するため、船舶所有者に対し、使用船員の数等の国土交通大臣への報告義務を規定し、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 73 条第 3 項においては、当該報告義務に係る報告書の様式（第 19 号書式。以下「様式」という。）を規定している。

近年の船員の高齢化や船員の雇用形態の多様化等に伴い、現行の様式では、船員の就労実態の十分な把握が困難となってきたことから、様式について所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）「船員を乗り組ませている主な船舶」欄の追加

外国籍船（船員法適用外船舶）に日本人船員を派遣する事業者の主な事業形態が、現行の様式では把握困難であることから、明確化する。

（2）「年齢別船員数」欄中「60 歳以上」の区分の細分化

平成 24 年 10 月以降、年齢別船員数において 60 歳以上の高齢船員の割合が最多を占めるようになったため、60 歳以上の区分を細分化し、高齢船員の年齢別船員数及びその推移を把握する。

（3）「所属船舶の合計隻数・総トン数」欄の削除

管理システムの導入により、船員法第 111 条で定める報告について、電算処理で自動集計されるため不要となった。

（4）その他

レイアウトの変更等。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 平成 27 年 8 月上旬